

早川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	1,121	2,503,815	266,263	410,803	16.4	13.4

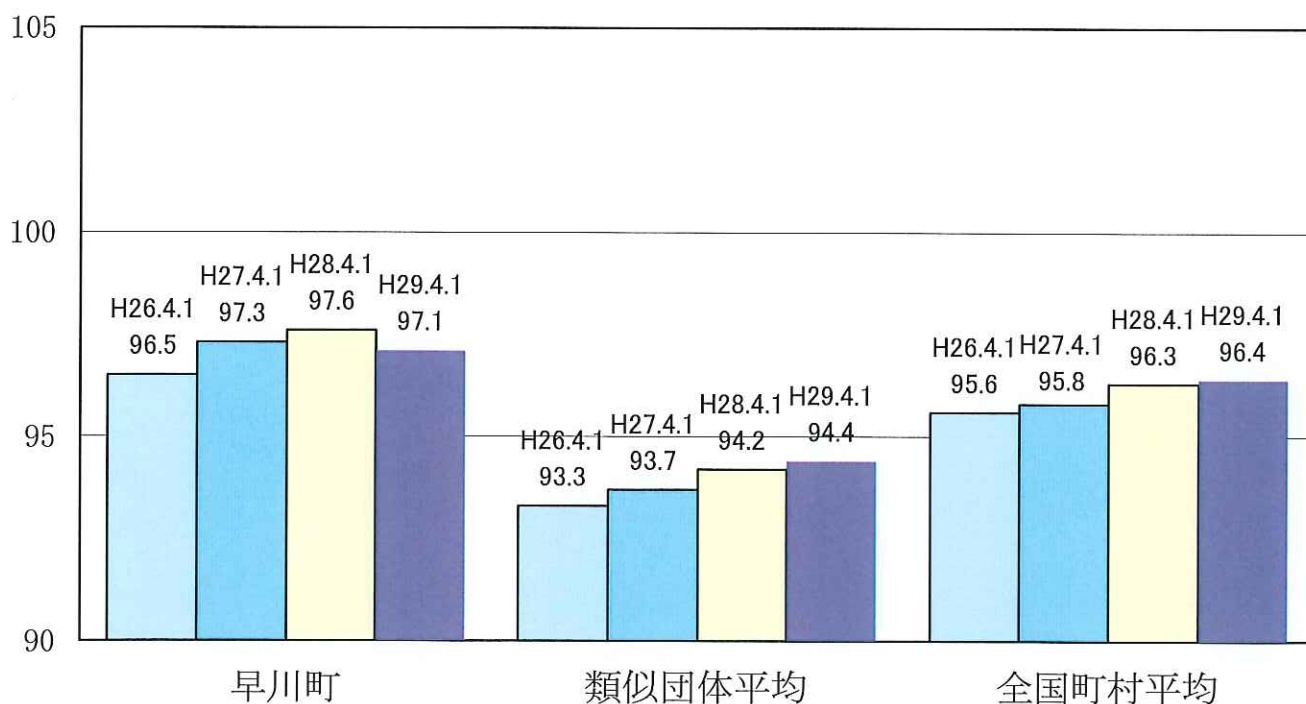
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
28年度	46	169,550	22,625	66,299	258,474

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,619	5,445

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

※該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
29年度	円 383,448	円 382,950	498円 (0.13%)	% 0.13	% 0.2	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
29年度	月 4.38	月 4.30	月 0.1	月 0.1	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。なお、高齢層については、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

③その他の見直し内容

地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
（平成30年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	41.6歳	306,000円	335,100円	343,500円
山梨県	43.3歳	335,711円	414,651円	376,313円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.3歳	292,761円	336,436円	318,754円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
早川町	歳	1人	円	円	円	—	—	—	—
うち給食調理員	歳	1人	円	円	円	調理士	44.5歳	279,900円	—
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
山梨県	51.9歳	111人	348,939円	—	376,677円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	49.0歳	3人	258,099円	284,804円	271,830円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
早川町	—	—	—
うち給食調理員	円	3,687千円	
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成26～28年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
早川町	28.0歳	207,200円	252,200円
山梨県	34.5歳	305,396円	352,128円
類似団体	39.9歳	273,110円	303,280円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	45.5歳	326,000円	353,800円	351,700円
山梨県	43.0歳	352,988円	404,145円	378,478円
国	46.9歳	314,870円	—	349,161円
類似団体	42.2歳	295,083円	333,855円	309,720円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		早 川 町	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	167,600円	185,800円	178,200円
	高 校 卒	146,100円	151,500円	146,100円
技能労務職	高 校 卒	143,500円	154,000円	—
	中 学 卒	135,500円	136,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（29年4月1日現在）

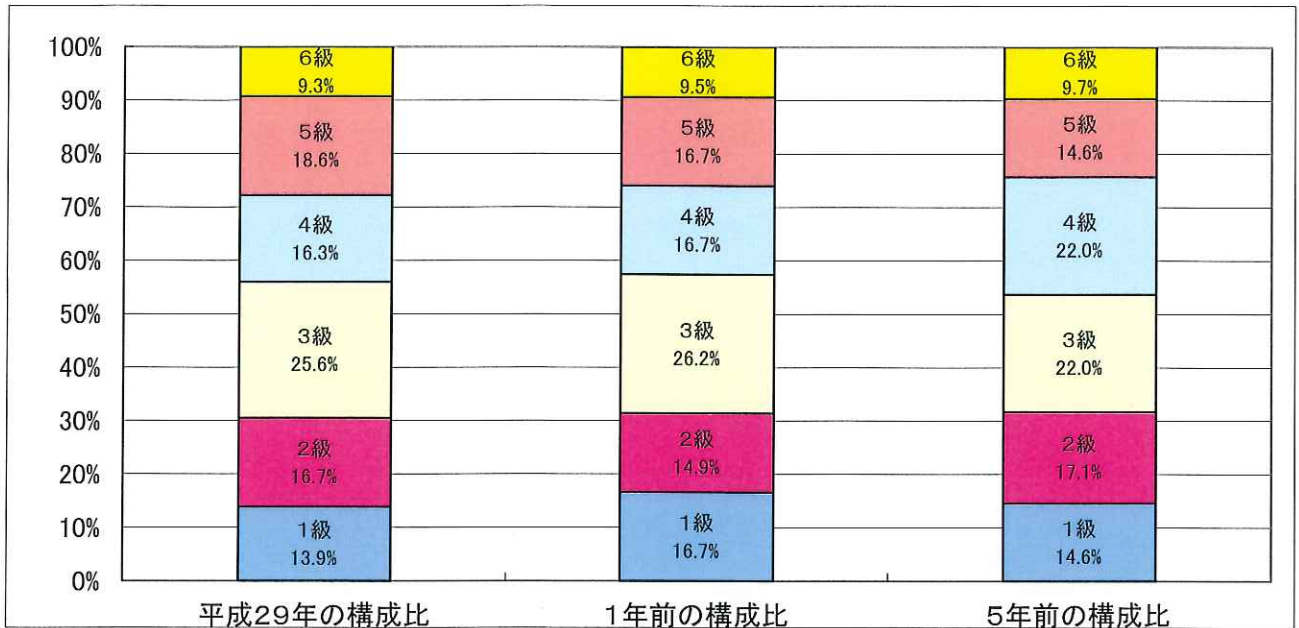
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,700円	363,300円	390,900円	397,000円
	高 校 卒	223,400円	316,600円	371,600円	380,400円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
○6級	複雑困難な業務を掌る課長、局長、室長及び所長で町長が規則で定める職務 会計管理者の職務	4人	9.3%	317,000円	409,000円
○5級	課長・主幹	8人	18.6%	286,200円	391,800円
○4級	副主幹	7人	16.3%	259,900円	379,800円
○3級	主査	11人	25.6%	226,400円	348,800円
○2級	主任	7人	16.3%	190,200円	303,000円
○1級	主事・主事補	6人	13.9%	140,100円	246,100円

- (注) 1 早川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況 (早川町)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年1月1日		平成31年1月1日	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

早川町	山梨県	国
1人当たりの平均支給額(28年度) 1,426千円	1人当たりの平均支給額(28年度) 1,599千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算措置なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（早川町）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度		平成31年度	

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

早川町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%) (退職時特別昇給)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (○年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (○年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			○○. ○ (●●. ●)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (○年度決算)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (○年度決算)		円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (○年度)		%
手当の種類 (手当数)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
		支給実績 (○年度決算)
		左記職員に対する支給単価
○○手当		千円
○○手当		千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	6,256千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	136千円
支給実績 (27年度決算)	5,060千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	120千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 子等の扶養1人8,000円 特定扶養は5,000円加算	同		7,009千円	259,592円
住居手当	借家で家賃12,000円を 超える場合に限り、家賃 の額に応じ27,000円限 度に支給	同		724千円	144,800円
通勤手当	500円×通勤距離	異	距離区分 単価	3,709千円	90,463円
管理職手当	定額支給 6級33,280円 5級31,700円	同		2,739千円	391,285円
宿日直手当	宿直者・日直者4,200円	同		2,188千円	54,700円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	570,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000円 / 384,000円
	副市町村長	520,000円 (円)	630,000円 / 391,800円
報 酬	議 長	218,000円 (円)	344,000円 / 140,000円
	副 議 長	174,000円 (円)	279,000円 / 115,000円
	議 員	156,000円 (円)	261,000円 / 100,000円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(28年度支給割合) 4.30月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 2.6月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	給料月額×在職月数×42/100 11,491千円 給料月額×在職月数×25/100 6,240千円	任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

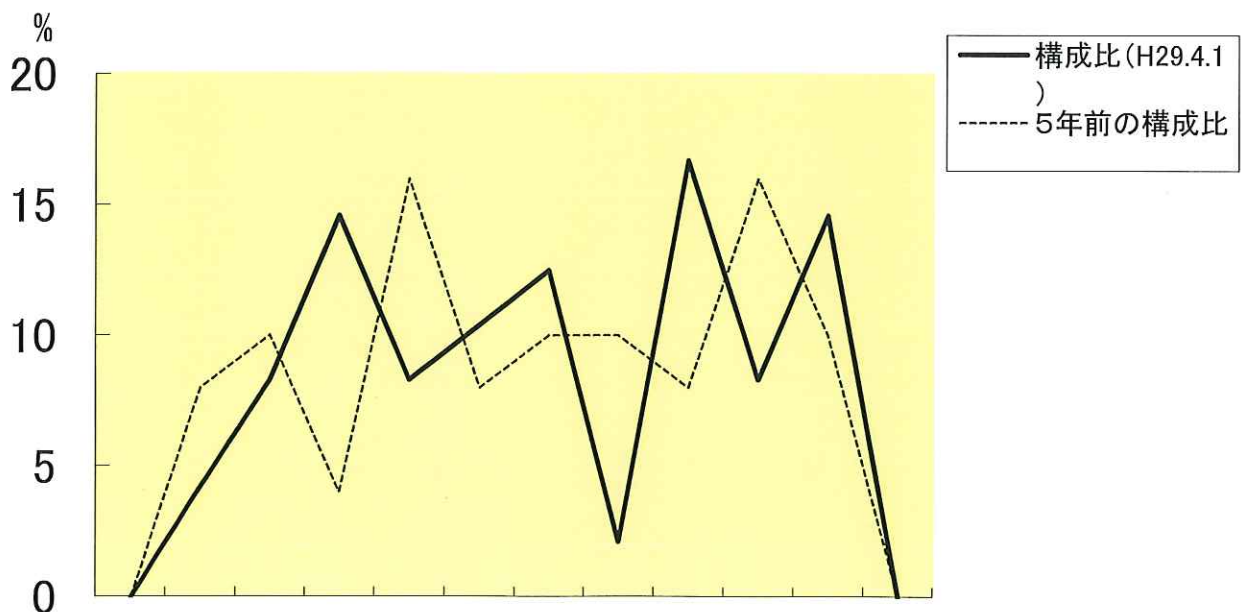
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	組 織 統 合 に 伴 う 減
		総 務	15	16	▲ 1	
		税 務	2	2	0	
		農 林 水 産	0	0	0	
		商 工 土 木	3	3	0	
		民 生 衛 生	3	3	0	
計		4	4	0		
		5	5	0		
		39	40	▲ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 347.90 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 205.73 人)	
	教 育 部 門	6	6	0		
	消 防 部 門		0	0		
	小 計	45	46	▲ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 401.43 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 242.99 人)	
公 営 企 業 等 部 門	そ の 他	3	3	0		
	小 計	3	3	0		
合 計		48	49	▲ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 428.19 人	
		[59]	[59]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	2 人	4 人	7 人	4 人	5 人	6 人	1 人	8 人	4 人	7 人	0 人	48 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	過去 5 年間の 増減数(率)
一般行政	40	41	39	36	40	39	△1(△2.5%)
教育	8	8	8	6	6	6	△2(△25%)
消防	-	-	-	-	-	-	(%)
普通会計計	48	49	47	47	46	45	△3(△6.25%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	0(%)
総合計	51	52	50	45	49	48	△3(△5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※早川町では、地方公営企業法を全部適用する公営企業に該当する事業がありませんので、省略します。